

第1部

都立高校改革の推進

- 1 都立高校改革に向けたこれまでの取組
- 2 今後の都立高校改革に向けた基本的な考え方
- 3 都立高校改革推進計画の目的と目標
- 4 都立高校改革推進計画の性格
- 5 都立高校改革推進計画の体系図

1

都立高校改革に向けたこれまでの取組

(1) 都立高校改革推進計画（平成9～18年度）の策定

都教育委員会は、生徒の多様化や急激な生徒数の減少等に対応するため、平成9年9月に、都立高校の改革に関する総合的な計画である都立高校改革推進計画を策定しました。これに基づいて、2次にわたる実施計画（第一次実施計画（平成9年9月）、第二次実施計画（平成11年10月））と、その後の社会状況の変化や教育への都民の期待の高まりなどを踏まえた、都立高校改革推進計画・新たな実施計画（平成14年10月）を策定し、一人一人の生徒の多様性に対応した弾力的な教育を実施してきました。

具体的には、新しいタイプの高校の設置や学区の撤廃等により、中学生の進路選択における選択の幅を広げるとともに、少子化による生徒数の減少に対応するため、地域バランスを考慮した都立高校の規模と配置の適正化等に取り組みました。これらの取組により、都立高校の生徒の中途退学率の低下や大学等への進学実績の向上、都立高校の入学者選抜の応募倍率の回復等の成果を挙げてきました。

(2) 新たな都立高校改革推進計画（平成24～33年度）の策定

都立高校改革推進計画・第一次実施計画の策定

都教育委員会は、平成9年に策定した都立高校改革推進計画の計画期間（10年間）の成果検証や、中学生や高校生を含む都民、企業、大学等を対象とした都立高校に対する意識調査を実施し、それらも踏まえた上で、平成23年9月に、「都立高校と生徒の未来を考えるために－都立高校白書（平成23年度版）－」を公表し、生徒の学力や体力、規範意識、職業的自立意識、教員の資質・能力や学校の経営体制等についての現状と課題を明らかにしました。

また、国においては、平成18年12月に教育の根本的な理念や原則を定めた教育基本法の改正が行われるとともに、平成21年3月には、教育基本法の改正も踏まえ、高等学校学習指導要領の改訂が行われました。

都教育委員会においては、これらの状況を踏まえ、都立高校が都民の期待に応えていくためには、都立高校が抱えている課題の解決に向けて計画的に取り組んでいく必要があるという認識に基づき、平成24年2月に、

- I 社会的自立の基盤となる力の確立
- II 変化する社会の中での次代を担う人間の育成
- III 生徒の育成を担う教員の資質・能力と学校の経営力の向上
- IV 生徒一人一人の能力を最大限に伸ばす学校づくりの推進
- V 質の高い教育を支える教育諸条件の整備

の五つの目標により構成される、第2期となる新たな都立高校改革推進計画と、当初4年間の具体的な取組の実施計画である第一次実施計画を策定しました。

都立高校改革推進計画・新実施計画の策定

平成 24 年度以降、都教育委員会においては、都立高校改革推進計画・第一次実施計画に基づく取組を着実に推進してきました。

一方で、その間も、国において、高校教育と大学教育、大学入学者選抜の一体的改革を進めるための高大接続改革の実現に向けた検討や、新しい時代にふさわしい学習指導要領等の策定に向けた議論が本格化するなど、都立高校だけではなく、我が国の高校教育全体を取り巻く環境に更に大きな変化が現れつつありました。

また、東京都政においても、平成 25 年 9 月に、国際オリンピック委員会（I O C）総会において、東京が、2020 年オリンピック・パラリンピック競技大会の開催都市に決定されるとともに、平成 26 年 12 月には、東京都の将来像を描く東京都長期ビジョンが策定されました。さらに、平成 27 年 11 月には、総合教育会議における教育委員会との意見交換を踏まえ、知事が東京都教育施策大綱を策定しました。

これらの状況を踏まえ、より良い都立高校を目指していくためには、教育基本法の理念や学習指導要領の基本的な考え方を堅持しつつ、それらに加えて、高大接続改革や新学習指導要領への対応、グローバル人材の育成に向けた取組の強化、ニート・フリーターなどの若年者の就業問題の解決に資する取組の推進といった新たな課題に向き合うことが必要となっていました。

そのような観点から、都教育委員会においては、教育内容の充実や教育環境の整備に向けて、中長期的視点に立ち、これまでの枠組みにとらわれない広範な取組を展開していくことを目的として、平成 28 年 2 月に、都立高校改革推進計画の一部改訂を行いました。また、それと併せて、平成 28 年度から平成 30 年度までの 3 年間の取組の実施計画についても、第一次実施計画に引き続く第二次の実施計画としてではなく、新たな取組を数多く盛り込んだ新実施計画として策定することとしました。

新実施計画（平成 28～30 年度）の主な取組

目標 I 次代を担う社会的に自立した人間の育成

1 社会的自立に必要な「知」「徳」「体」の育成

- 義務教育段階の基礎学力の定着が十分ではない生徒に対して学習支援を行う校内寺子屋を設置し、放課後や休日等に外部人材を活用した支援を行っています。
- 全ての都立高校における「主体的・対話的で深い学び」の実現に向けて、「アクティブラーニング推進校」において、自ら課題を発見し、その解決に向けて主体的・協働的に学ぶための学習方法の開発を進めています。
- 一人一台の情報端末を活用して、授業改善や効果的な学習方法の研究を行う「I C Tパイロット校」を指定し、I C Tによる教育活動の充実に向けた先駆的な取組を進めています。

2 グローバル人材の育成

- 英語教育推進校において、オンライン英会話の導入、英語の学習到達目標であるCAN-DOリストの作成、英語の4技能「聞く」「読む」「話す」「書く」を測る外部検定試験の受験への支援等を通じて、英語の4技能を確実に身に付けさせるための取組を進めています。
- 日本の伝統・文化を理解し、そのすばらしさを海外に発信していくため、伝統芸能鑑賞教室の実施を推進しています。

3 オリンピック・パラリンピック教育の推進

- 多様な価値観をもつ人々と協力・協働しながら課題を解決する力を育成するとともに、日本人としてのアイデンティティ、豊かな国際感覚等を醸成するため、全ての都立高校でオリンピック・パラリンピック教育を展開しています。

4 社会的・職業的自立意識の醸成

- 道徳教育とキャリア教育の一体化を図った、人間としての在り方生き方に関する教科「人間と社会」を開発し、全ての都立高校で実施しています。
- 企業と連携してビジネスを実地に学ぶ機会を設け、創造的な能力と実践的な態度を身に付けることを目的として、ビジネス科の設置とともに、企業や地域社会と共同し必要な授業支援を行う「商業教育コンソーシアム東京」の設置・運営を行っています。

5 都立高校における特別支援教育の推進

- 東京都特別支援教育推進計画に基づき、教育環境の整備や指導内容の充実等を通じて発達障害教育を推進しています。

目標Ⅱ 生徒一人一人の能力を最大限に伸ばす学校づくりの推進

1 国際色豊かな学校の拡充

- 国際社会で通用する人材を育成するため、新国際高校（仮称）や小中高一貫教育校の設置に向けた準備を進めています。
- 国際高校において、公立高校では全国で初となる国際バカロレアのディプロマ・プログラムを着実に実施し、国際バカロレア資格を取得した生徒の海外大学への進学を促進するなど、我が国の国際バカロレア教育を先導する取組を進めています。

2 専門高校等の改善

- 東京版デュアルシステムを更に推進するため、平成30年度に葛西工業高校と多摩工業高校にデュアルシステム科を設置しました。
- ものづくりに興味・関心のある生徒の進路実現を支援し、ものづくり産業を担う人材を育成するため、平成30年度に中野工業高校をエンカレッジスクールに指定しました。
- 保育人材や介護人材の育成等に向けた専門教育を展開する家庭・福祉高校（仮称）の設置に向けた準備を進めています。

3 定時制課程・通信制課程の改善

- 生徒や保護者のニーズが多様化する中で、チャレンジスクールへの入学を希望する生徒をより多く受け入れることができるよう、チャレンジスクールの新設や規模拡大に向けた準備を進めています。

4 島しょ高校の改善

- 島しょ高校の活性化に向け、島外の生徒が島しょ高校に進学することができるようにするための環境整備を進めています。

目標Ⅲ 質の高い教育を支えるための環境整備

1 組織的な学校経営の強化

- 管理職やミドルリーダー層のマネジメント能力の育成や、指標を活用した学校の経営状況の検証・把握等を通じて、計画的で組織的な学校経営の強化に向けた支援を行っています。

2 教員の資質・能力の向上

- 自ら成長しようとする教員の意欲を引き出し、都立高校全体の指導力の向上へとつなげていくため、指導教諭を計画的に任用するとともに、模範授業等を通じて、その優れた指導技術の普及・展開を進めています。
- 英語の4技能の育成や「主体的・対話的で深い学び」の視点からの授業改善、ICTを活用した教育など、社会の変化に伴い求められる教育方法に常に対応していくため、研修等を通じて、専門性の高い教員を育成しています。

3 安全で環境に優しい施設整備

- 生徒の安全・安心の確保とともに、災害時の防災拠点としての機能を充実させるため、非構造部材の耐震化等の防災機能の強化を進めています。また、良好な教育環境の実現に向けて、必要な施設・設備の整備を計画的に進めています。

4 就学機会の適正な確保

- 高校への進学を希望する意欲と熱意のある生徒の就学機会を確保するため、生徒数の動向や地域バランス等を踏まえ、中長期的な視点に立った就学対策を推進しています。

5 社会の変化に対応した入学者選抜の改善

- 社会の変化に対応して、推薦に基づく選抜や学力検査に基づく選抜等の入学者選抜の改善を図っています。

6 課題を抱える生徒の自立に向けた支援の充実

- スクールカウンセラーの充実や精神科医の活用の促進、また、ユースソーシャルワーカー等による自立支援チームにより、学校内外から生徒を支援する体制を整備しています。

2

今後の都立高校改革に向けた基本的な考え方

(1) 都立高校を取り巻く現状と課題

これまでの都立高校改革に向けた取組により、都立高校においては、多様なニーズに対応した特色ある学校づくりが進み、個々の生徒が、興味・関心、進路希望等に応じて、自らの学びを選択し、自らが思い描く将来に向けて歩み続けるための学びの場としての役割を果たしてきました。今後も、都立高校が、子供たちの多様なニーズに応えていくためには、以下をはじめとして、社会の変化と、それに伴う都立高校を取り巻く環境の変化に適切に対応していく必要があります。

情報技術の革新による社会の在り方の変革

現在の社会は、第4次産業革命、あるいは、Society5.0とも称されるほど、AIやIoTといった情報技術が革新的な進化を続けており、人間活動のあらゆる場面において、これらの情報技術との関わりを避けることは不可能となりつつあります。また、情報技術の革新により、これまで障壁と考えられていた時間的・空間的な制約を容易に乗り越えることが可能となり、社会のグローバル化、ボーダーレス化が加速度的に進んでいます。一方で、社会の在り方そのものにも変革がもたらされつつあり、近い将来、人間の労働を軽減するために生み出された情報技術が、その当初の役割を超越して、人間の労働あるいは人間自体を代替し、人間の雇用を奪うのではないかとといった予測がなされています。

現在の高校生を含め、子供たちが活躍する将来の社会は、現在の社会と全く異なるものとなることが考えられる一方で、それがどのようなものとなるかを見通すことは困難な状況となっています。

高等学校学習指導要領の改訂と高大接続改革の進展

このような社会の変化に対応していくため、平成30年3月に高等学校学習指導要領が改訂され、何ができるようになるかを明確化する観点から、全ての教科等が「知識及び技能」「思考力、判断力、表現力等」「学びに向かう力、人間性等」の三つの柱（学力の3要素）で再整理されるとともに、それらの資質・能力を育成するために、「主体的・対話的で深い学び」に向けた授業改善が求められることとなりました。この新しい高等学校学習指導要領は、移行期間を経て、平成34（2022）年度に高校に入学した生徒から全面実施されることから、それも見据えた上で、全ての都立高校において、教育活動の効果の最大化を図るためのカリキュラム・マネジメントの確立が必要となります。

また、高大接続改革についても、より詳細な検討が進められ、平成30年度に高校に入学した生徒が高校3年生となる平成32（2020）年度には、これまでの大学入試センター試験が廃止され、その後継として、大学入学共通テストが導入されるとともに、その中では、思考力・判断力・表現力といったこれからの社会を主体的に生き抜いていくた

めの能力が一層重視されることとされています。さらに、各大学の個別入学者選抜についても、学力の3要素を多面的・総合的に評価する選抜への改革が進められている状況にあります。新実施計画は、上述のように、国におけるこのような高校教育を巡る改革の動向を見据えた上で策定されたものであり、これまでも、新実施計画に基づいて、これらの改革に対応するための取組を進めてきたところですが、今後は、その取組を更に充実・発展させていく必要があります。

東京都教育施策大綱の策定

東京都においては、これからの教育の基本的な方向性を示すものとして、平成29年1月に新たな東京都教育施策大綱を策定しました。大綱においては、東京の将来像を、誰もが自ら望む教育を受けられ、可能性を伸ばせる社会と位置付けた上で、子供たちを、グローバル化の進展の中でたくましく生き抜く人間、共生社会の中で多様性を尊重し積極的に社会的役割を果たす自立した人間へと育成することを目指しています。

また、この東京の将来像や目指すべき子供たちの姿等を踏まえ、①全ての子供が学び成長し続けられる教育の実現、②新しい価値を創造する力を育む教育の推進、③世界で活躍できる人材の育成、④社会的自立に必要な力を育む教育の推進、⑤悩みや課題を抱える子供に対するサポートの充実、⑥障害のある子供たちの多様なニーズに応える教育の実現、⑦オリンピック・パラリンピック教育の推進、⑧子供たちの学びを支える教師力・学校力の強化を重要事項として掲げています。

平成30年度都立高校入学者選抜の実施状況

平成29年度に実施した都立高校入学者選抜においては、都立高校を志望する生徒が前年度に比べ3千人程度減少し、その結果、一部の都立高校においては欠員を生じることとなりました。一方で、個々の都立高校の応募倍率を見ると、全ての都立高校において応募倍率が一律に低下している訳ではなく、都立高校の間でも差異が生まれる状況となっています。

この状況を踏まえると、都立高校が、高校への進学を希望する生徒に就学機会を確保する役割を担う必要があることはもちろんですが、それと併せて、生徒や保護者が求める高校への期待を更に真摯に受け止め、他の高校と切磋琢磨^{せつさたくま}しながら、その期待と信頼に添えていくことが求められます。

成年年齢の引下げ

平成30年6月に、成年年齢を満20歳以上と定めていた民法が改正され、平成34(2022)年4月からは、満18歳以上が成年となり、ほとんどの生徒が高校在学中に成年となることとなりました。このため、進学や就職といった進路にかかわらず、義務教育を修了したほぼ全ての者に対して、自立した社会人として必要となる能力を共通して育成することのできる最後の教育機関としての高校の役割がより一層重要となり、全ての生徒の社会的自立に向けた教育の充実が求められることとなります。

(2) 新たな実施計画の策定に向けて

平成 28 年 2 月の新実施計画は、高等学校学習指導要領の改訂や高大接続改革の進展など、その当時の国の動向等を見据えて策定したのですが、新しい高等学校学習指導要領が平成 34 (2022) 年度から、高大接続改革を象徴する大学入学共通テストが平成 32 (2020) 年度から実施されることとなっているなど、今後、国における高校教育改革が、構想・検討段階から実行段階へとフェーズの移行期を迎えることから、新実施計画に基づく取組を着実に継続していくとともに、更に発展させていく必要があります。

また、東京は、世界でも有数の成熟した都市であり、政治・経済・文化など、あらゆる分野において我が国の中心的な役割を担っています。さらに、その高い都市機能も相まって、国内外問わず、様々な都市・地域からの人材の集積拠点でもあり、東京の教育は、東京がもつこれらの特徴を生かし、大学や企業、地域社会等の多様な主体の協力を得て発展してきました。東京で生まれ育った子供たちが、東京を支える存在へと成長する、これは、東京の発展にとって大きな強みとなり得るものです。一方で、グローバル化が進展し、更に多様性に富むものとなることが予想されるこれからの社会においては、グローバルな視点で考え、行動する力が必要であり、東京の強みを生かしつつ、それらの力を育成していくことが求められます。

AI や IoT といった情報技術がもたらす変革が、将来の社会をどのように変化させるか確証をもって答えることは困難です。しかし、AI がいかに進化しようとも、AI が社会を自動的に形成するものではなく、人間が自ら形成していくものであり、その意味においては、高校教育の役割が、生徒を社会人として自立した人間へと育成することであることには変わりはありません。

そして、平成 32 (2020) 年には、この東京の地でオリンピック・パラリンピック競技大会が開催されることとなります。東京 2020 オリンピック・パラリンピック競技大会 (以下「東京 2020 大会」という。) の開催やその後の東京の持続的な発展に向けて、真に社会人として自立した人間を育成していくためには、社会全体の変化、さらには、その変化を踏まえた都立高校に期待される役割の変化等を踏まえて、生徒に、社会の変化を前向きに受け止めつつ、自らも学び、成長し続ける意欲をもって主体的に社会に参画し、新しい価値を創造することができる能力を育成していくことが求められます。

このため、都教育委員会においては、新実施計画に基づく取組を着実に推進するとともに、都民の期待・信頼に応え、魅力ある都立高校であり続けることを目的として、新実施計画 (第二次) を策定することとしました。この新実施計画 (第二次) に基づく取組を着実に進めていくことで、生徒一人一人の可能性を伸ばし、未来を切り拓く力を育成してまいります。

3

都立高校改革推進計画の目的と目標

目的

教育基本法の理念を踏まえ、都立高校が生徒を「真に社会人として自立した人間」に育成する。

具体的には、「誰もが自ら望む教育を受けられ、可能性を伸ばせる社会」を実現するとともに、その中で、生徒を「グローバル化の進展の中でたくましく生き抜く人間」「共生社会の中で多様性を尊重し積極的に社会的役割を果たす自立した人間」に育成する。

この目的を具現化するため、「教育内容」、「学校設置・課程改善等」、「教育諸条件」の観点から以下の三つの目標を定めるとともに、各目標を達成するため、「全ての生徒に個に応じた適切な学びを提供し、本人の希望・適性に応じた進学・就職につなげ、生徒・保護者の期待・信頼に応える学校づくりの徹底」を基本的な考え方として、各取組の方向（施策）を展開します。

三つの目標

目標Ⅰ 次代を担う社会的に自立した人間の育成（教育内容）

東京 2020 オリンピック・パラリンピック競技大会の開催とその先を見据え、「知」「徳」「体」の調和がとれ、社会人としての自覚や働く意欲をもち、グローバル化や情報化が急速に進む社会で活躍できる人間を育成します。

目標Ⅱ 生徒一人一人の能力を最大限に伸ばす学校づくりの推進（学校設置・課程改善等）

生徒の能力を最大限に伸ばす教育実践の場の充実に向けて、次代を見据えつつ、生徒や社会のニーズを踏まえながら、既存の学科の改善や新たな学校の設置等に取り組みます。

目標Ⅲ 質の高い教育を支えるための環境整備（教育諸条件）

質の高い教育を実現するため、組織的な学校経営の強化、教員の指導力の向上、教員の働き方改革、課題を抱える生徒の自立に向けた支援の充実など、様々な教育条件や支援体制を着実に整備します。

4

都立高校改革推進計画の性格

(1) 計画の性格

本計画は、都民の期待に応えるため、都立高校が抱える課題の解決を図り、今後の展望を明らかにする総合的な計画です。

(2) 「都立高校改革推進計画」及び「実施計画」

都立高校改革推進計画は、平成 24 年度から 10 年間の計画期間とする長期計画です。

また、都立高校改革推進計画の実現に向けた具体的な計画である実施計画は、社会状況の変化等を勘案しながら、3 年又は 4 年ごとに策定することとしています。

具体的には、平成 24 年 2 月に、長期計画である都立高校改革推進計画の策定と併せて、平成 24 年度から平成 27 年度までの 4 年間の実施期間とする第一次実施計画を策定するとともに、その後、平成 28 年 2 月には、都立高校改革推進計画の一部改訂を行ったことに伴い、第一次実施計画に引き続く第二次実施計画としてではなく、新実施計画として、平成 28 年度から平成 30 年度までの 3 年間の実施期間とする実施計画を策定しました。

今回策定する新実施計画（第二次）は、現行の都立高校改革推進計画のもとでは、最後の実施計画となるものであり、平成 31 年度から 3 年間の実施期間として策定するものです。

実施計画の区分	実施期間
第一次実施計画	平成 24 年度から平成 27 年度まで
新実施計画	平成 28 年度から平成 30 年度まで
新実施計画（第二次）	平成 31 年度から平成 33 年度まで (2019 年度から 2021 年度まで)

新実施計画（第二次）の実施期間とともに、都立高校改革推進計画の計画期間が終了する平成 33（2021）年度以降、都立高校改革推進計画に基づく取組の成果等を検証し、その後の取組に反映させることとします。

5

都立高校改革推進計画の体系図



目標 具体的な目標 取組の方向（施策） 新実施計画（第二次）における取組

Ⅱ 生徒一人一人の能力を最大限に伸ばす学校づくりの推進

1 国際色豊かな学校の拡充	(1) 国際色豊かな教育環境の整備	ア 新国際高校（仮称）の設置 イ 小中高一貫教育校の設置 ウ 国際バカロレア教育の充実
2 専門高校の改善	(1) 専門高校の改善・充実	ア GAP 認証の取得と教育活動への展開 イ 農業系高校における企業と連携した学習の充実 ウ ものづくり立志事業の実施 エ 工業高校におけるIT人材の育成 オ 工業科教員の確保 カ 工業高校の在り方についての検討 キ ビジネスを実地に学ぶ商業教育への改革 ク 産業高校における新たな類型の設置 ケ 家庭・福祉高校（仮称）の設置 コ 大島海洋国際高校における海洋教育の充実
3 中高一貫教育校の改善	(1) 中高一貫教育校の改善・充実	ア 中学校段階の生徒による切磋琢磨の機会の創出 イ 併設型中高一貫教育校の改善
4 定時制課程・通信制課程の改善	(1) 定時制課程の改善・充実	ア チャレンジスクール等の新設や規模拡大 イ 夜間定時制課程の一部閉課程 ウ チャレンジスクール・昼夜間定時制高校の充実 エ 定時制課程の給食の在り方の見直し
	(2) 通信制課程の改善・充実	ア ICTの活用による通信制課程の改善・充実 イ NPO等と連携した居場所づくり
5 島しょ高校の改善	(1) 島しょにおける教育の充実	ア 島外生徒の受入れの促進 イ ICT環境の更なる活用による教育活動の充実

Ⅲ 質の高い教育を支えるための環境整備

1 組織的な学校経営の強化	(1) 学校の魅力向上と効果的な発信	ア カリキュラム・マネジメントの実施 イ 都立高校魅力発掘・発信プロジェクトの実施
	(2) 学校経営能力の向上と外部人材の活用	ア 教育管理職及びミドルリーダー層のマネジメント能力の向上 イ 学校サポートチームの効果的な活用
	(3) 地域に開かれた学校としての取組の推進	ア 地域との連携・協働による学校運営の推進 イ 地域と連携した学校の特色化の推進 ウ 地域における学習機会の提供と施設の開放
2 教員の資質・能力の向上	(1) 教員の指導力向上に向けた取組の推進	ア 指導教諭の活用 イ 公募制人事の推進
	(2) 研修の充実と強化	ア 英語科教員等の海外派遣研修の実施 イ 英語科教員の指導力・英語力向上のための研修の実施 ウ 研修動画の制作・配信 エ 体罰根絶に向けた総合的な対策
	(3) 学校における働き方改革の推進	ア 副校長の業務負担の軽減 イ 教員OB等の活用促進 ウ ライフ・ワーク・バランスの実現に向けた取組の推進 エ 教員の柔軟かつ多様な働き方の実現 オ 新財団の設立による学校経営への支援 カ 教員のメンタルヘルス対策の充実
3 安全で環境に優しい施設整備	(1) 災害時における安全対策	ア 非構造部材の耐震化 イ ブロック塀等の安全対策の推進
	(2) 教育活動を支えるための環境整備	ア 体育館等の空調設置 イ 老朽校舎の改築・大規模改修 ウ 都立高校の予防保全的な改修 エ トイレの洋式化の推進 オ 国産木材仕様の整備促進
	(3) 環境負荷低減を可能とする施設・設備整備	ア 太陽光発電設備の整備 イ 照明のLED化の推進
4 就学機会の適正な確保	(1) 就学対策の推進	ア 適正な募集枠の設定
	(2) 日本語指導が必要な生徒の受入れ	ア 在京外国人生徒等に係る募集規模の検討 イ 日本語指導が必要な受検者に対する措置
	(3) 在京外国人生徒等の日本語習得に向けた支援	ア 在京外国人生徒等の日本語習得に向けた支援
5 社会の変化に対応した入学者選抜の改善	(1) 入学者選抜の改善	ア 推薦に基づく選抜の改善 イ 学力検査に基づく選抜の改善 ウ 入学者選抜への英語「話すこと」の評価の導入
	(2) 転学・編入学制度の改善	ア 転学・編入学制度の一層の活用と推進
6 課題を抱える生徒の自立に向けた支援の充実	(1) 学校における指導体制の強化	ア 不登校・中途退学対策の中心的役割を担う教員の指定 イ スクールカウンセラーを活用した学校教育相談体制の充実 ウ 精神科医の活用による支援の強化
	(2) 学校における指導内容の充実	ア 定時制課程における人間関係づくりの支援
	(3) 自立支援チームによる支援の充実	ア 自立支援チームによる支援の充実 イ 関係機関との連携強化
	(4) 社会的・職業的な自立を促す環境づくり	ア 課題を抱える生徒等の拠り所となるNPO等と連携した居場所づくり
	(5) 新たな教育相談体制の構築	ア SNSを活用した教育相談体制の構築

